

2. パブリックコメント手続に関する規則（案）に対する意見と町の考え方

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p>【規則名】 寒川町パブリックコメント手続に関する規則</p>	1	<p>「パブリックコメント」のカタカナ語に対する町民の用語理解度は果たしてどうでしょうか。特に高齢者にとって。本規則が広範な町民からの積極的提言を基本精神にしているならば、平易な「規則名」に変更したら如何でしょうか。 ※例・「町民意見の募集手続に関する規則」 ※町自治基本条例との整合性の関係で「パブリックコメント」用語の必要がある場合は、本規則の条文の中で使用する。例・町民意見の募集（以下「パブリックコメント」という。）</p>	<p>パブリックコメント手続については自治基本条例第20条で規定しており、その必要事項を定めるものとして、この規則を制定しようとしています。そのため規則名も「パブリックコメント手続」とするのが通例です。 また、（以下「〇〇」という。）とする手法は、長い名称などを以降の条文で引用する場合に、短い表記で済むように用いるものです。パブリックコメント手続の定義を第3条で定めていますので、他の条文において別の名称として表記する必要もないと考えます。 「パブリックコメント」という用語の理解度については、ご指摘のとおりと認識しています。平成11年に国が意見公募手続として制度を導入してから、全国で約4割の自治体でパブリックコメント手続の制度が導入されています。しかし、内閣府の平成19年度国民生活選好度調査によれば、政府の取組としてのパブリックコメント制度の認知度は回答者約4100人の約1割でした。 このことから、多くの町民の意見をいただくために必要なことは、規則の名称もさることながら、制度自体の周知を図ることではないかと考えます。制度の内容も含めてご理解いただけるよう、周知に努めてまいります。</p>
<p>【第2条】 この規則においてパブリックコメント手続とは、次条各号に規定する町の重要な計画等の策定及び改定（以下「計画の策定等」という。）に当たり、町民からの有益な意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮し、町としての意思決定を行うため、あらかじめ当該計画の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、これに対する町民からの意見等を広く公募し、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。</p>	2	<p>「考慮」という言葉が、2条、7条、8条、9条、の4か所に使われているが、7～9条の判断者は町長と理解するが、2条の判断者とその手順が分かりづらい。</p>	<p>この規則は、町長部局におけるパブリックコメント手続について定めるものですので、7条、8条、9条において「町長は」と明記しています。 第2条は、町としての意思決定を行う際に町民からの有益な意見を考慮するという、この規則におけるパブリックコメント手続の定義を述べているものなので、特に「町長」という表現を用いていません。</p>
<p>【第3条】 パブリックコメント手続の対象とする計画の策定等は、次に掲げるものとする。 (1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の策定又は改廃 (2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の策定又は改廃 (3) 町民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則若しくは規程又は要綱等の策定又は改廃 (4) 町の総合計画、部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定又は改廃 (5) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改廃 (6) 町が行う公共施設整備又は市街地開発事業に関する計画の策定又は改廃 (7) 前各号に掲げるもののほか、事業効率の検証が必要な事務事業その他の町民の生活に深く関わること等の理由によりパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの</p>	3	<p>どんな場合にパブコメを行なうのか、その規定がややあいまいである。どの程度の基本計画の改定が対象になるのか、どの程度迅速・緊急の場合なのか、軽微とは何かなどなど、どうにでも解釈できる規則が多い。 事業規模で、例えば、「5千万円／年以上の出費が伴う事業は全てパブコメが必要」と規定できないものだろうか？基本計画は、計画という名前ではあるが、中身は単なる「構想」に近いものが多いので、これを避けるために、「出費が5千万円／年を越す場合は、必ず、パブコメを必要とする」としたら良いと思う。重要なものは確実にパブコメを行い、ポイ捨て条例の改正などの小さなものはパブコメ対象にしないで、「議会の議決で十分」とする案である。</p>	<p>対象とする計画などの程度を規定に盛り込むことについては考えていません。例として挙げさせていただいたような事業費による尺度が馴染む計画もあれば、事業費は小額でも町政の方針や制度を定める条例のように事業規模による区分が馴染まないものもあるからです。また、事業費等、程度の判断基準を設けた場合、その基準が将来に渡り適正であるという保証がありません。 対象となるかどうかについては、運用の際に個々の事例について、町民のみなさんに説明のできる理由によって判断することが妥当であると考えます。 何が「重要」で何が「小さなもの」なのかは人によって考え方が異なりますが、この規則においては、第3条に掲げたものについて「重要である」と考え対象として規定したものです。</p>

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p>【第4条】 前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないものとする。ただし、第7号及び第8号に掲げるものについて寒川町自治基本条例第20条の規定に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>－ 第1号～第8号省略 －</p> <p>2 前項の規定によりパブリックコメント手続を実施しないことを決定した場合は、町長は、パブリックコメント手続不実施理由書（別記様式）を次に掲げる方法により、速やかに公表しなければならない。</p> <p>(1) 町ホームページへの掲載 (2) 次に掲げる町施設への掲示</p> <p>(ア) 寒川町役場 (イ) 寒川町公民館 (ウ) 寒川町民センター (エ) 寒川町北部文化福祉会館 (オ) 寒川町南部文化福祉会館 (カ) 寒川町健康管理センター (キ) 寒川総合体育館 (ク) 寒川総合図書館 (ケ) 町長が特に必要と認める施設</p>	4	<p>「手続をしないで計画の策定を行なう場合はその理由を公表することとします」と解説されている（第4条末尾）が、誰が公表するのか、もし公表しない理由が妥当ではないような場合はどうするのか、これが分かる文章になっていない。</p> <p>先般、環境課の行ったパブコメに対し、回答が、「ご意見として伺っておきます」（見解の相違ですの意）とあって驚いたことがあるが、このような回答も「分かりやすい説明」、「よく分かる内容」になる可能性があると思う。よって、何らか具体的に規定を設けるか、または、「異様な返答」の例示しておくのが良いと思う。</p>	<p>第4条第1項各号のいずれかに該当するとしてパブコメ手続を実施しない場合、町長は同条第2項によりその理由を公表することになります。ご意見のような「理由が妥当でない場合」や後段のような回答の実態などは、本来あってはならない回答例だと思えます。</p> <p>ただ、規則の中に「もしそういう回答だった場合どうするのか」ということは、やはり盛り込まれるべき項目ではないと考えます。当初からそういう回答を想定するのはおかしいことであり、また、そういう回答をしないように説明責任を果たすことが、町民のみなさんに意見を求めた者の責務だと考えます。</p> <p>パブコメ手続は、町民のみなさんに町政に参画してもらう機会を保障する制度ですが、提出された意見すべてを反映させられるとは限りません。それでも、提出された意見に対する回答を町の考えとしてキチンと説明することで、町民のみなさんにとっても提出した意見への反応が見えるようになると思えます。</p> <p>このことについては、第7条において「提出された案に対する意見等を十分に考慮しなければならない」旨を規定しています。</p>
<p>【第6条】 町長は、計画の策定等を行う場合は、当該計画等の案（以下「案」という。）をあらかじめ公表し、次に掲げる事項を定めて広く意見等を求めなければならない。</p> <p>(1) 意見の提出期間（期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。） (2) 配布場所（又は案の公表の場所） (3) 意見の提出方法 (4) 意見の取扱い（結果の公表予定時期を含む。） (5) 問い合わせ先</p> <p>2 前項の規定により案を公表する場合は、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。</p> <p>(1) 案の概要 (2) 案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料</p> <p>3 前2項の規定による公表は、次に掲げる場所での閲覧及び配布並びに寒川町ホームページへの掲載により行うものとする。</p> <p>(1) 寒川町役場情報公開コーナー及び当該計画の策定等を所管する課等 (2) 寒川町公民館 (3) 寒川町北部文化福祉会館 (4) 寒川町南部文化福祉会館 (5) 寒川総合図書館 (6) 町長が特に必要と認める場所</p> <p>4 第1項第1号に規定する意見提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむをえない理由がある場合は、その理由を公表し、意見提出期間を短縮することができる。</p> <p>5 第1項第3号に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長が指定する場所への提出 (2) 郵送 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) その他町長が必要と認める方法</p> <p>－ 第6項省略 －</p>	5	<p>私は、パブコメを要求した「計画」をほとんど読んで意見を出しているが、コメントしようにも「計画」になっていない場合（例：保健福祉計画、環境基本計画、地域防災計画）や、単に資料を貼り付けただけのもの（例：産業振興課扱いのもの）がかなり多いと思う。漠然とした計画がパブコメに掛かることが多いことから、ひょっとすると、既に、通過儀礼化しているのかもしれない。</p> <p>そもそも「計画」であるからには、どんな影響が住民にあるのか（成果は何か？）、費用（税金）をどれだけ使うのか？、何時までに達成しようとしているのか？、責任者は誰なのか？などが必須事項になるが、それがほとんど書かれていない場合が実に多いと思う。中には、「解説記事」が載っているだけのものもあり、これでは、パブコメを出せと言われても出せるわけがない。</p> <p>計画と言いながら中身に何も計画らしいことは書いてないものについて、役場の中で誰かが審査し、パブコメに掛かるように書き直させないと、意味のないパブコメが増えてしまうと思う。</p>	<p>ご懸念されているような「通過儀礼化」については、昨年度のまちづくり推進会議においても論議になったところです。意見番号4にもある「提出された意見」への回答内容も同じ問題を内包していると思えます。</p> <p>いつまでの計画で、あるいは事業期間はどれくらいで、いくら金額を要するのか、などの事項は、案の目的その他案を理解するために欠かせない要件と考えます。また、そうした項目が計画に盛り込まれることで、その計画の前提条件が明確になり、計画と実際とが違った場合にも説明が可能になると考えます。</p> <p>パブコメにかける計画もそうでない計画も、町の庁議規程に定める理事者の会議に諮った後に、公表されていくこととなりますので、そこで一定の審査を受けることとなります。</p> <p>また、まちづくり推進会議にもパブコメの実施状況を報告しますので、意味のないパブコメがあるようなら、そこでも論議になるものと考えます。</p>
	6	<p>第4条と第6条で規定する「町施設」が異なる理由は、事務管理の面でしょうか。町民が多数集まる町施設で公表すれば、より多くの効果が期待できると思考します。</p>	<p>ご指摘のとおり、案の公表場所として第6条に規定した「町施設」については、公表資料の事務管理面を懸念した結果、第4条の掲示場所としての町施設より少なくしてありました。</p> <p>パブリックコメント手続を実施することの趣旨を考えると、より多くの町民のみなさんから意見をいただく機会を設けるためには、案の公表場所を増やすことは当然のことと考えます。したがって、第6条第3項に掲げる場所を次のように修正します。</p> <p>(1) 寒川町役場情報公開コーナー及び当該計画の策定等を所管する課等 (2) 寒川町公民館 (3) 寒川町民センター (4) 寒川町北部文化福祉会館 (5) 寒川町南部文化福祉会館 (6) 寒川町健康管理センター (7) 寒川総合体育館 (8) 寒川総合図書館 (9) 町長が特に必要と認める場所</p> <p>※下線部分を追加するものです。</p>

規則（案）	意見 番号	意見	町の考え方
<p>【第9条】 町長は、より多くの意見等を得るため、この規則に定めるパブリックコメント手続のほか、住民説明会、意見交換会等の意見等を提出する機会（次項において「住民説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。 2 前項の規定により住民説明会等を開催した場合は、町長は、この規則によるパブリックコメント手続における提出された意見等の考慮、結果の公表に関する規定に準じて、住民説明会等で提出された意見等を取扱うものとする。</p>	7	<p>町自治基本条例第20条の規定によると「重要な計画の策定等への参画」に関して町民に保障されている権利は、 A. 「パブリックコメント手続」による場合 B. 「住民説明会の開催等」の場合 に大別されていると解します。 依って、本規則は専ら「パブリックコメント手続」に関する規定であって、「他の意見等提出の機会」の規定は不要と思考します。</p>	<p>自治基本条例第20条では、町民の参画の権利を保障し、その意見の反映に努めるため、パブリックコメント手続を実施するとともに、住民説明会の開催等により町民の意見を聴取することになっています。どちらかだけをやればいいというものでなく、多くの町民の意見を提出してもらふ趣旨から、パブリックコメント手続以外の手法も用いながら意見提出機会を増やそうというものです。 また、住民説明会等で聴取できた町民意見に対しても、パブリックコメント手続と同様に適切に対応（意見の反映や町の考え方の提示など）を行う必要がありますので、パブリックコメント手続規則の一項目として規定するものです。</p>
<p>【第11条】 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	8	<p>パブコメに代わって、アンケートを取ることが認められているのかどうか、はっきりしない規定になっている。アンケートがパブコメに準じたものと決められると、今でも我田引水的なアンケートが数多くあるので、もっとひどいアンケートが増える恐れが十分にある。少なくとも、社会調査の専門家が行なう場合に限ってパブコメの代わりに出来るようにすべきだと思う。</p>	<p>アンケートは、何か事業を実施しようとする場合や、実施してきた事業に対する町民の将来的な意向を確認する場合などに、よく用いられます。アンケートの場合、回答対象者が無作為抽出により選ばれたり、あるイベント参加者や来場者であったりと、限られた一部の意見で全体の傾向を量ろうとする手法です。 一方パブコメは、具体的な計画案や条例案などを不特定多数を対象に提示して、それに対する意見を記名のうえ求め、提出された意見を反映したり考え方を明確に回答したりすることで、町民の参画を保障し行政の説明責任を果たす手法ですので、基本的にアンケートとパブコメは別のものであると考えています。 したがって、社会調査の専門家が行なう場合でも、アンケートがパブコメの代わりに果たすことにはならないと考えます。</p>
<p>【第11条】 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	9	<p>本件と同時に意見募集された「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（案）」の（補則）第10条では、 「・・・・町長が別に定める。」とありますが、本規則案では、「町長」に委任していない。 当町の「条例等制定規程」は未確認ですが、本規則案で町長に委任しないのは、特別な理由があるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の部分については、事務上の不手際により「町長が」の記述が抜けたものです。申し訳ありませんでした。 第11条については、次のように修正します。 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p>